

# 人事院、6年連続で月例給・ボーナスともに引き上げを勧告！

—さらなる要求実現のため、今こそ組合へ結集を！！—

8月7日、人事院は、国会と内閣に対し国家公務員の給与改定を勧告しました。民間給与との較差解消のため月例給を0.09%（平均387円）、ボーナスも0.05月分を引き上げる内容となっています。俸給表の水準とボーナスのプラス改定は6年連続となりました。そのほか初任給や若年層の重点的な引き上げ（平均改定率0.1%）や住居手当の対象となる家賃額が引き上げられ、その原資が手当額として支給されます（2,000円以上の減額は1年間、所要の経過措置を講ずる）。住居手当の改定では、不利益を被る職員が出てくる可能性があり、さらに消費税増税や物価上昇によって生活改善には程遠い改定です。また、働き方改革を踏まえ、非常勤職員の夏季休暇が新設されますが、熊大ではすでに実施されています。

法人化後も人事院勧告が熊本大学の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介します。組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』（2019年人事院勧告特集号）をお届けします。

労働条件を改善するためには組合員の力が何よりも必要です。現在、組合に加入されていない皆様も、この機会にぜひ組合に加入していただき、熊大の労働環境の改善を、使用者に求めていきましょう。加入については、本ニュース末尾に記載されている事務所に、電話かメールでご連絡ください。

## 2019年人事院給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引き上げ～

- ① 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

## 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 住宅手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
2019年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2020年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

- ・月例給：2019年4月1日（住居手当については2020年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

## 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

	熊本大学教職員組合	
	No. 6 2019. 8. 19	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/